



平成20年5月15日

各位

会社名 エ ス ペ ッ ク 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 進 信 義
(コード番号 6859 東証・大証第1部)
問合せ先 常務執行役員 廣 信 義
(TEL. 06 - 6358 - 4741)

当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の導入に関するお知らせ

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第127条本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第127条第2号ロ)として、当社株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等)の大量買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)の内容を決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

本プランの導入につきましては、平成20年6月24日に開催予定の当社第55回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、株主のみなさまのご意思を確認させていただくこととし、株主のみなさまのご承認をいただいた時点で本プランの効力が発生するものとします。その有効期間は、効力発生の時から平成23年6月に開催予定の当社第58回定時株主総会の終了の時までとします。

なお、平成20年5月15日開催の当社取締役会においては、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役からも、本プランの運用が適切に行われることを条件として導入することに同意を得ております。

また、平成20年3月31日現在の当社大株主の状況は、別紙1のとおりであります。現時点において、当社は、当社株券等の大量買付行為に関する提案は一切受けておりません。

・ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主および投資家のみなさまによる自由な取引に委ねられているため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主のみなさまのご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資するものであれ

ばこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に取り締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主のみなさまの共同の利益に資さない大量買付けを行う者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

・ 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値の源泉

当社は<「環境創造技術をかなめに展開するサービス」による「より確かな生環境の提供」>をミッションとし、自らの手で次代を切り開く「プログレッシブ(進取的)」な精神のもと、いち早く環境試験の必要性を認識し、昭和 36 年に国内初となる環境試験器を開発するなど積極的に事業を展開してまいりました。環境試験器は、お客さまのさまざまな製品・部品がどのような環境下においても正常に機能するかという観点から、事前にその信頼性・品質の評価を行う試験器であります。そのため、当社はこの環境試験器が、技術の進歩・産業の発展に貢献し、私達の暮らしを支えるさまざまな製品・部品の信頼と安心・安全を確保するものであると考えるとともに、当社の企業成長そのものが、株主、国内外のお客さま、取引先、当社使用人その他のステークホルダーのみなさまにさらなる価値を提供し、みなさまからの一層の信頼を得ることにつながるものと確信しております。このように、当社からみなさまに価値を提供し、他方でみなさまからの一層の信頼を得るということは、当社の経営理念であります「価値交換性の高い世界優良企業」を実現するものであるとともに、株主のみなさまの共同の利益の確保・向上にも資するものでもあると考えております。

当社の企業価値の源泉は、独自の企業文化と当社成長を支える優秀な社員、国内外のお客さま・取引先と構築した信頼関係をベースとして長年培ってきた高い技術・ノウハウや、世界に広がる生産・販売・サービスネットワーク、国際レベルの品質保証体制であり、それらにより環境試験器市場において国内 60%、世界 30%のトップシェアを占め、「エスベック」ブランドは全世界のお客さまから高い信頼を得て、確固たる地位を確立しております。

また、当社のコアコンピタンスである「環境創造技術」をベースに、FPD や半導体などの新たな市場へと事業を展開し、いまや当社事業の柱の一つとして成長させるなど、安定的かつ持続的な企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に向けて、積極的に企業活動を推進しております。

(2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

当社は、5 カ年の中期経営計画「エスベック G カンパニープラン」(平成 18 年度～22 年度)を策定しており、「Good (グッド)」で「Global (グローバル)」「Green (グリーン)」な企業「G カンパニー」の実現を目指しております。

平成 18 年度・19 年度においては、計画最終年度(平成 22 年度)の連結業績目標を「売上高 800 億円以上、営業利益 80 億円以上」としておりましたが、当社を取り巻く事業環境の変化により中期経営計画の見直しを行いました。平成 20 年度～22 年度(第 2 ステージ)を「強いものをより強くする質的成長の 3 年」と定め、「事業ポートフォリオの再構築」および「収益基盤の安定化」により、基幹事業である環境試験事業をより一層強化してまいります。平成 22 年度の連結業績目標を「売上高 480 億円以上、営業利益率 10%以上」とし、目標達成のために以下の「4 つの戦略」を推進してまいります。

「グローバル化」戦略

中国・欧米を重点戦略地域として位置付け、販売・サービス体制の整備・強化ならびに海外戦略製品の投入、海外関係会社との連携強化により、グローバルシェアのさらなる拡大に取り組んでまいります。

「ソリューション」戦略

コア技術の高度化・社内技術の融合・外部技術との協創により「環境創造技術」の成長・進化を図り、お客さまの求める新たな「ソリューション」を開発・創造することで、事業領域の拡大に取り組んでまいります。

「収益力強化」戦略

経営資源の適正化と最適な資源配分による事業構造の変革と、「モノづくり」「オペレーション」における、徹底したコスト削減や生産性・品質の向上により、収益基盤の安定化に取り組んでまいります。

「企業力高度化」戦略

透明性・効率性の高い経営システムの構築や、ステークホルダーとの調和・価値創造による企業力向上の追求、環境経営のさらなる推進といった CSR 経営に取り組むなど、企業文化・経営・人材の良質化により、企業力のさらなる高度化に取り組んでまいります。

今後も当社は、中長期的な視点に立ちながら、これらの戦略の実現に努めていくことで、さらなる成長・拡大を実現し、株主のみなさまのご期待にお応えしてまいります。

また、当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題と認識すると同時に、永続的な企業価値の向上が株主のみなさまの共同の利益の確保・向上の基本であると考えており、配当金につきましては、各年度の連結業績を重視し配当性向 30%を目安に決定し、内部留保金につきましては、将来の利益の源泉となる新製品開発や事業戦略への投資に活用することを基本方針としております。

(3) コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化

当社は、企業は人々のさまざまな願いや社会の期待に応えるための役割や機能を果たす社会的な装置であるという「企業は公器」との考えのもと、株主のみなさま、企業活動を進めるうえで関わり合うお客さま、取引先、使用人その他のステークホルダーとの間で、お互いにとってより良い関係を築き、みなさまに対してより高い価値を提供することで、「価値交換性の高い世界優良企業」を目指しております。

この基本的な考えを踏まえて事業活動を行うにあたり、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠であることから、コンプライアンスの確保と、より透明性・効率性の高い経営体制の確立を目指しております。

当社は、平成 14 年 4 月より、権限と責任の明確化と、意思決定と実践の迅速性を高めるため、執行役員制度を導入しております。取締役の任期につきましても 2 年から 1 年に短縮するなど、経営責任の明確化を図っております。また、当社は監査役会設置会社であり、監査役は毎月開催される取締役会に原則として必ず出席し、取締役会や執行役員会で協議・決定された業務執行に対して適正な監査を行っております。

平成 20 年 6 月以降は取締役につきましては、本定時株主総会において、取締役 3 名増員の議案をご承認いただくことを前提として、社外取締役 2 名を含む 7 名、監査役につきましては、社外監査役 2 名を含む 4 名で構成する予定であり、さらなる業務運営の客観性と適正性および透明性の確保に努めてまいります。

また、意思決定および業務執行が、法令・定款・社内規定を遵守し適正に行われるために必要な体制・制度を整備し、その運営状況のチェックと自浄機能が作用される社内システムの維持・構築を、内部統制に関する基本理念としております。

今後も当社は、独自の企業文化と長年培ってきた高い技術とノウハウ、ならびに株主のみなさま・国内外のお客さま・取引先・使用人および地域社会等のステークホルダーのみなさまとの間に構築された良好な信頼関係の維持・促進に取り組むとともに、中期経営計画達成に向けた戦略・施策の推進や、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組むことで、企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

また、これらの取組みは、上記 ．記載の基本方針の実現に資するものと考えております。

．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本プラン導入の目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上を目的に導入されるものであります。

昨今、対象となる会社の経営陣と事前の十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に株券

等の大量買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

当社は、株券等の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式会社の支配権の移転を伴う大量買付けの提案に応じるか否かの判断は、株主のみなさま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付けの中には、その目的から見て企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付け等の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に資さないものも想定されます。

当社が、独自の技術・製品開発や高い生産性・オペレーションを維持・向上させ、企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われた高い技術・ノウハウや人的資産の流出を防ぎ、これらの資産を中長期的に保護・育成していくこと、さらにはお客さまや取引先をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を維持・促進していくなど、当社独自の企業文化や経営資源に対する十分な認識と適正な判断が重要な要素であると考えられます。これらが、当社の株券等の大量買付けを行う者により、中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益は毀損されることになります。また、経営に関与していない買付者からの大量買付けの提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資すると考え、大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続き等を定めた本プランを導入することといたしました。

2 本プランの概要

本プランは、当社株券等の特定株式保有者等（注１）の議決権割合（注２）を 20%以上とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株式保有者等の議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主のみなさまに適切にご判断いただくための必要十分な情報および時間を確保するために、大量買付者から意向表明書（下

記3(1)アにおいて定義します。)が当社取締役会または代表取締役に対して提出された場合に、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報(下記3(1)イにおいて定義します。)の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉または株主のみなさまへの代替案の提案等を行うとともに、独立委員会(独立委員会の詳細につきましては下記3(3)をご参照ください。)の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して、対抗措置の発動として新株予約権の無償割当てを行うための大量買付ルールを定めております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。

なお、本プランの手続きの流れにつきましては、別紙2をご参照ください。

注1：特定株式保有者等

当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。)

または、当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者)を意味します。

注2：議決権割合

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式数から、有価証券報告書または四半期報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の単元未満株式数、有価証券報告書、四半期報告書または自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数(単元未満株式数を除く。)および証券保管振替機構名義における失念株式数を減じた株式数(単元未満株式数を除く。)を、1単元の株式数(100株)で除した数とします。

3 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付者に対する情報提供の要請

ア 意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合、まず当社取締役会または代表取締役に対して、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大量買付者の基本情報、大量買付者が提案する大量買付行為の概要および大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記

載した買付けに関する意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を日本語で提出していただくこととします。

イ 情報提供の要請

当社取締役会は、意向表明書を受領した後 10 営業日以内に、当社株主のみなさまの判断および当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを交付し、大量買付者には、当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提出していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は、下記 から のとおりです。

当社取締役会は、独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するように求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、本検討期間（下記（２）において定義するものとします。）開始後に、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為の内容を変更した場合には、改めて、当該変更後の大量買付行為に係る大量買付情報の提供を求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は、意向表明書が提出された事実を速やかに開示いたします。また、必要に応じて、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報について、当社取締役会が適当と認める方法により、その全部または一部を開示いたします。また、当社取締役会は、大量買付者から大量買付情報を受領した場合には速やかに、独立委員会に対し、大量買付者から提供された大量買付情報を提供するものとします。

大量買付者およびそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者および組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同様とします。）の概要（具体的な名称、資本構成、財務内容、当該大量買付行為による買付けと同種の取引の詳細およびその結果等を含みます。）大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の種類および価格、大量買付行為の実施時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびにその実行の可能性に関する情報等を含みます。）

買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）

買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法および関連する取引の内容等を含みます。）

大量買付行為後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および財務政策

大量買付行為後におけるお客さま、取引先、当社使用人およびその他当社のステークホルダーに対する対応方針

その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(2) 当社取締役会における大量買付行為の検討等

当社取締役会は、大量買付者から受領した大量買付情報、当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします。

当社取締役会は、評価・検討にあたって、下記(3)の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士およびコンサルタント等の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会としては、これらの評価・検討期間(以下「本検討期間」といいます。)として、現金のみを対価(円価)とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合は60日間、その他の買付けの場合は90日間を設定し、大量買付者は、本検討期間中に大量買付行為を開始することができないものとし、本検討期間における評価・検討を経て、当社取締役会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われた後にのみ、大量買付行為を開始できるものとします。

当社取締役会は、本検討期間を開始した場合には、大量買付者に通知するとともに、当社取締役会が適当と認める方法において、その旨を速やかに開示するものとします。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替案の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、本検討期間を最長30日間延長することができるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大量買付者に対して、本検討期間を延長する旨および延長の理由を通知するとともに、当社取締役会が適当と認める方法においてその旨を速やかに開示するものとします。

(3) 独立委員会の勧告

ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し(独立委員会の規則の概要につきましては別紙3のとおりです。)その判断を経ることとします。

独立委員会は3名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役および社外有識者(弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、

学識経験者等またはこれらに準ずる者を含みます。)の中から選任されるものとします。当初の独立委員の氏名およびその略歴等につきましては、別紙 4 をご参照ください。

イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間の範囲内で審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大量買付情報その他の大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができるものとします。また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、本検討期間の範囲内で、適宜回答期限を定めた上で、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限ります。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士およびコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、その判断にあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が、大量買付行為の内容を変更した場合または大量買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更または勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4 大量買付行為に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主のみなさまに、大量買付情報をはじめとする大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見、代替案の提案を受ける機会等の提供ならびにこれらの検討のために必要十分な時間を保証することを目的として一定の手続きを定めているものです。

したがって、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付情報、その他大量買付者から受領した情報および当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為の内容等を検討した結果、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合とは、具体的には、下記 から のいずれかの要件の一つまたは複数の要件に該当する場合をいうものとします。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆる「グリーンメイラー」に該当する場合）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客さま等を大量買付者またはそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者またはそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する目的で大量買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合

最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主のみなさまに事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

イ 大量買付ルールが遵守されなかった場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益の確保のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

(2) 対抗措置の発動およびその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合または大量買付ルールを遵守した場合でも当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為であり、対抗措置

を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して対抗措置を発動するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うものとしますが、その場合の新株予約権の概要は別紙 5 のとおりです。

(3) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動として新株予約権の無償割当てに関する事項を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更または撤回等、対抗措置の発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合または対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会に対する諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を中止または撤回することができるものとします。

具体的には、当社取締役会が効力発生日の前日までの間に新株予約権無償割当ての実施を中止し、または効力発生日以降権利行使開始日の前日までの間に割り当てられた新株予約権を無償にて当社が取得することがあります。

5 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会において、本プランの導入に関する議案について株主のみなさまにご承認いただくことにより、その効力が発生し、平成 23 年 6 月に開催予定の当社第 58 回定時株主総会の終了の時まで効力を有するものとします。当社は、当社第 58 回定時株主総会において、本プランの継続について、株主のみなさまの意思を確認するものとし、本プランの継続についてご承認が得られた場合には、当該定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時まで効力を有するものとし、以後も同様に、3 年ごとに承認を得ることとします。

もっとも、株主のみなさまにご承認いただいた後であっても、有効期間の満了前に、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設または改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合、または誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、株主のみなさまに不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正または変更がなされた場合には、当該廃止、修正または変更等の事実および内容その他の事項について、速やかに開示を行います。

・上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

1 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記 ）について

上記 「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 ）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 当該取組みが当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主のみなさまの共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、 事前開示・株主意思の原則、 必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足しております。

イ 株主のみなさまの意思の重視と情報開示

当社は、本定時株主総会における株主のみなさまのご承認を本プランの発効の条件としており、本プランの導入には株主のみなさまの意思が反映されるものとなっております。

また、上記 5「本プランの有効期間、廃止および変更」記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの導入および廃

止は、株主のみなさまの意思を尊重した形になっております。

さらに、株主のみなさまに、本プランの廃止等の判断および大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断の際の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記 3(1)「大量買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主のみなさまへ当社取締役会が適当と認める方法により速やかに開示することとしております。

ウ 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、上記 3(3)「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 4「大量買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合、または大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

エ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 5「本プランの有効期間、廃止および変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

・ 株主および投資家のみなさまに与える影響等

1 本プランの導入が株主および投資家のみなさまに与える影響等

本プランは、導入時点において新株予約権の割当てを行うものではありませんので、株主のみなさまの権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主および投資家のみなさまが大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な時間および情報の確保や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには、株主および投資家のみなさまが代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主および投資家のみなさまは、必要十分な時間および情報に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主および投資家のみなさまの共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの導入は、株主および投資家のみなさまが適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記 4(1)のとおり、大量買付者が本プランに定められたルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家のみなさまにおかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

2 対抗措置発動時に株主および投資家のみなさまに与える影響等

大量買付者が本プランに定められたルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を守ることを目的として、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことがあります。当社取締役会が対抗措置を採ることを決定した場合には、法令および取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会が対抗措置として新株予約権無償割当てを行うことを決定した場合、大量買付者につきましては、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置の発動の対象となった大量買付者を除く株主のみなさまにつきましては、当該対抗措置の仕組み上、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、上記 4(3)のとおり、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主のみなさまが確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主のみなさまに必要な手続き

当社取締役会が、対抗措置として別紙 5 の概要に従った新株予約権の無償割当てを行う場合および当社が新株予約権を取得する場合に株主のみなさまに関連する手続きにつきましては、以下のとおりです。

(1) 新株予約権無償割当てを行う場合の手続き

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主のみなさまは、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続きを行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主のみなさまに対して行われるため、名義書換えが完了していない株主のみなさまにおかれましては、当該基準日までに名義書換えを完了していただく必要がありますのでご注意ください。

(2) 株主のみなさまが新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

(3) 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続きを行えば、当社が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主のみなさまは、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続きを経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合があります。

以 上

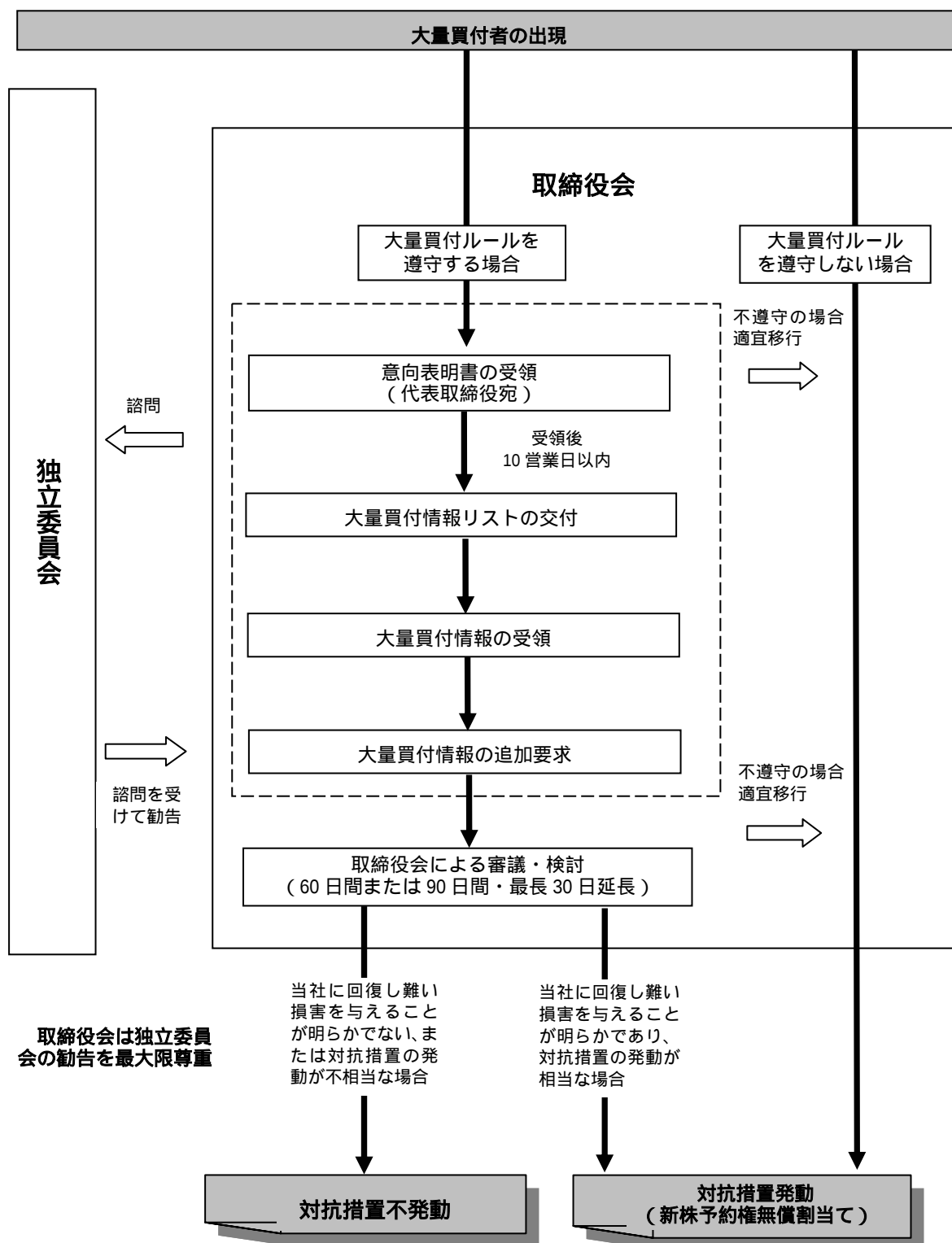
平成 20 年 3 月 31 日現在の当社大株主の状況

平成 20 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,519	14.84
エスベック取引先持株会	933	3.93
日本生命保険相互会社	929	3.92
野村信託銀行株式会社（投資信託口）	809	3.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	759	3.20
株式会社みずほコーポレート銀行	713	3.01
エスベック従業員持株会	563	2.37

（注）出資比率は、自己株式（49,166 株）を控除して計算しております。

手続きの流れ



上記フローチャートは、あくまで大量買付ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大量買付ルールの詳細内容につきましてはプレスリリース本文をご参照ください。

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的

独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さおよび合理性を担保するために設置される。

2. 独立委員会の構成および選任手続き

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれらに準ずる者を含む。）の中から取締役会の決議により選任する。

3. 独立委員の任期

独立委員会の委員の任期は、選任の時から、その後最初に開催される定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。

4. 独立委員会の招集手続き

独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。

5. 独立委員会の決議方法

独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

6. 独立委員会の審議・検討事項

- (1)独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行うこととする。

本プランにおける対抗措置の発動の是非

本プランにおける対抗措置の中止または撤回

大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断

本検討期間の延長の要否

対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲

株主に不利益を与えない範囲での本プランの修正または変更

その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

- (2)独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。また、独立委員会は、当社取締役会に対して、一定の情報の提供を要求することができる。

7. 独立委員会の出席者

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または使用人等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士およびコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以 上

独立委員会委員の紹介

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の 5 名であります。

佐波 正志（さなみ まさし）昭和 13 年 3 月 11 日生

【略 歴】

昭和 35 年 4 月	東洋ベアリング製造株式会社（現 NTN 株式会社）入社
平成 5 年 6 月	同社取締役
平成 10 年 6 月	同社常務取締役
平成 13 年 6 月	同社専務取締役
平成 13 年 12 月	同社代表取締役専務
平成 14 年 6 月	同社代表取締役副社長
平成 15 年 3 月	同社取締役副社長
平成 17 年 6 月	当社社外取締役（現在）

佐波正志氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に規定される社外取締役の要件を満たす社外取締役候補者であり、本定時株主総会で再任後、就任する予定です。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

内藤 正久（ないとう まさひさ）昭和 13 年 2 月 20 日生

【略 歴】

昭和 36 年 4 月	通商産業省（現経済産業省）に入省
平成 3 年 6 月	同省大臣官房長
平成 5 年 6 月	同省産業政策局長
平成 10 年 4 月	伊藤忠商事株式会社代表取締役副社長
平成 12 年 1 月	E.I. du Pont de Nemours and Company (Delaware.) Board Member
平成 12 年 4 月	伊藤忠商事株式会社取締役副会長
平成 15 年 6 月	財団法人日本エネルギー経済研究所理事長（現在） 横河電機株式会社社外取締役（現在）
平成 18 年 6 月	当社社外取締役（現在） 日本工営株式会社社外取締役（現在）

内藤正久氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に規定される社外取締役の要件を満たす社外取締役候補者であり、本定時株主総会で再任後、就任する予定です。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

松村 安之（まつむら やすゆき）昭和 31 年 8 月 29 日生

【略 歴】

昭和 54 年 10 月 司法試験合格

昭和 57 年 4 月 大阪弁護士会登録

松川雄次法律総合事務所勤務

平成 元 年 4 月 松村安之法律事務所開設（現在）

平成 17 年 6 月 当社社外監査役（現在）

松村安之氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 8 号に定める社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

村瀬 一郎（むらせ いちろう）昭和 27 年 10 月 25 日生

【略 歴】

昭和 52 年 10 月 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現監査法人トーマツ）入所

昭和 59 年 8 月 公認会計士第 3 次試験合格

公認会計士、税理士登録

昭和 63 年 7 月 村瀬一郎公認会計士事務所開設（現在）

平成 18 年 6 月 当社社外監査役（現在）

村瀬一郎氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 8 号に定める社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

岡田 清人（おかだ きよと）昭和 32 年 4 月 25 日生

【略 歴】

昭和 59 年 10 月 司法試験合格

昭和 62 年 4 月 司法修習修了

昭和 62 年 4 月 弁護士登録（神戸弁護士会）北山法律事務所勤務

平成 11 年 5 月 セントラル法律事務所設立（現在）

平成 17 年 4 月 兵庫県弁護士会副会長

岡田清人氏は当社の顧問弁護士ではなく、当社との間に特別の利害関係はありません。

新株予約権の概要

1. 割り当てる新株予約権の総数

株主に割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会で定める割当ての基準日（以下「基準日」という。）における当社の発行済株式総数（ただし、基準日において当社の有する当社普通株式の数に相当する数は除く。）と同数とする。

2. 割当ての対象となる株主およびその割当方法

基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。

3. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合またはその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。

4. 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、下記8の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。

8. 新株予約権の行使条件

大量買付者およびその特定株式保有者等ならびに大量買付者およびその特定株式保有者等から当社取

締役会の承認を得ずに新株予約権を取得または承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。
その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。

9. その他

新株予約権の行使期間等その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以 上